

大田市では、市内に住所をお持ちの方を対象に、農作物被害防止を目的とした防護柵などを新規に設置する資材費の2分の1を補助します。補助の上限は下記のとおりです。

□基本：上限3万円以内

□ニホンザル対策を目的とした防護施設を新規に設置する場合：上限8万円以内

□既存の防護柵へサル用の電柵等を増設する場合：上限5万円以内

*****資材の購入前に事業認定・申請が必要です*****
交付決定以前に購入した資材費は補助の対象になりません。

○補助事業の申請者

大田市に住所を有する個人で、以下の条件すべてに該当する方。

- ・防護柵の設置を予定する農地が3アール(300㎡)以上の面積であること
- ・市税等に滞納のないこと
- ・過去にこの補助金の交付を受けていない農地であること
- ・原則、補助事業を活用する受益農地が「多面的機能支払」「中山間等直接支払」の対象地域に所在していないこと

※対象地域の農地では地域共同活動取組みでの対応をお願いします。但し、中山間等の対象農地であっても既存の防護柵へサル用の電柵を増設する場合は補助の対象となります(上限5万円)

○補助事業の対象となる資材

新規に購入する トタン・ネット・ワイヤーメッシュ・電気牧柵 など

※中古資材、設置に掛かる工賃、既設の防護柵の補修に用いる資材などは補助の対象となりません。

○事業計画書受付期間 : 令和8年4月1日～令和8年12月末

※受付期間内で1月ごとに申請のとりまとめを行います

◆事業計画書受付後、審査・現地確認等を行い、交付対象者を決定します。

申請多数により、事業費の総額が予算額を超過した場合は、超過した額に応じて抽選、または補助上限額を調整することがあります。

《事業認定申請に必要なもの》

- ① 設置箇所の位置図 (資材を設置する農地の場所が分かる地図)
- ② 設置を予定する防護柵等の配置予定図等
- ③ 購入予定業者の作成した資材等の見積書の写し (※有効期限内のもの)

以上の書類を添えて、「事業計画書」を提出して下さい。

その他詳しくは

大田市役所 産業振興部 農林水産課 農村水産振興係

(電話)0854-83-8089まで お問い合わせ下さい。

※ご不明な点などがある場合は、事前に必ずお問い合わせ下さい。



☆事業認定申請の注意事項と必要なもの

防護柵を設置する前に・・・ 申請は同一年度に1回のみ可能です。

□市内に住所を有し、市内の農地で農作物被害を防止する目的で防護柵などを設置する個人の方が対象です。

□新規に購入する資材費が補助の対象です。

(中古資材費、設置に係る労賃などは補助の対象とはなりません。)

□まずは、「事業計画書」の提出をお願いします。

①設置個所の位置図 (圃場の場所がわかる地図)

②設置する防護柵の配置予定図

③購入予定業者の作成した資材等の見積書の写し

以上の書類を添えて、事業計画書を提出してください。大田市が書類審査・現地確認した後、審査結果通知書を対象者に通知します。その後に「補助金交付申請書」を提出してください。

☆防護柵の設置に着手したら

防護柵の設置作業を開始・完了したときは速やかに「着手・完了届」を提出してください

☆設置後の実績報告に必要なもの

□報告に必要なもの

①設置現場の完成写真

※ 電気柵の場合は必ず機械本体の写真も添付してください。

②資材の納品書(請求書)および領収書の写し、またはこれに代わる物

※ 納品書は納品日を証明するものです。必ず資材の納品があった日付の入ったものをお願いします。

③補助金交付請求書(振込口座を記入してあるもの)

以上の書類を添えて、事業実績報告書を提出してください。

※「実績報告書」は事業完了日から30日以内に提出してください。

諸般の事由により実績報告書の提出が遅滞する場合は、必ず農林水産課へ報告のうえ指示を受けてください。

特段の事由なく届出が遅滞した場合、交付決定が取り消しとなることがあります。

☆その他

□申請書を提出され、大田市が交付決定通知を交付対象者に通知します。 交付決定通知を受けた後に防護柵の購入・設置を行って下さい。

(交付決定通知を受ける前に購入・設置を行った場合、補助金は支給できません。)

※補助金の額に千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てます。

□必ず見積書を作成した業者から、資材の購入を行ってください。

□実績報告書を受け、大田市が設置してある防護柵を審査、現地確認後、適合すると認められたものには補助金確定通知を発送し、指定の口座に補助金が振り込まれます。